

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに、希望や能力、あるいは子育てや介護等といった家庭の状況に応じた働き方が選択でき、一人ひとりがやりがいをもって長く働き続けることができるよう、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 2021年4月1日～2026年3月31日

2 目標と取組内容・実施時期

目標1：専門職3級以上の職階へ昇進する職員のうち、女性の割合を50%以上とする。

〈取組内容〉

2021年6月～	等級要件（職責、職務内容、求められる能力）の策定、周知
2021年7月～	人材育成のための研修制度の策定 公正な人事考課の実施に向けた考課者研修の開催
2021年10月～	研修の受講や面談等を通じた職員の意識改革、能力開発支援
2022年4月～	公正な評価・登用

目標2：嘱託職員から正規職員（業務限定特定正職員）への転換（登用）者を年間1名以上とする。

〈取組内容〉

2021年6月～	登用に関する要綱の制定
2021年10月～	職員へのヒアリングによる意向把握
2021年11月～	登用試験の実施
2022年4月～	正規職員に転換